

## 美濃加茂市監査委員告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年10月支払分の隨時監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年11月26日

美濃加茂市監査委員 田中昭則  
同 高井実枝

### 隨時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和7年11月26日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、次の通りの意見とする。

### 記

課名	内容
こども未来課	<p><b>【意見】</b> こ印第1号及びこ印第3号のカラー複合機器賃貸借契約に基づく支払いについては、機器リース料と複合機保守費用一体をものとして契約しているため、機器リース料と複合機保守に分けて伝票処理する必要はない。支出科目も同一であるため、事務効率化のため一括して伝票処理されたい。</p>
商工観光課	<p><b>【検討】</b> 美濃加茂市商工業振興事業補助金（小規模事業者経営改善普及事業）に係る補助金等交付申請書に添付されている資料は、美濃加茂市商工業振興事業補助金交付要綱第3条 別表に定める要件を満たす説明資料として不明確である。補助金交付事務にあたっては、補助金交付の算定根拠が明確に確認できる資料提出を指導されたい。</p>